

# 号外 第74号 厚生財団

平成15年3月1日

財団法人 新潟県教職員厚生財団

TEL.025(228)3581

FAX.025(224)8830

〒951-8516 新潟市東中通1-86-73

URL <http://www.koseizaidan.or.jp>

E-mail [info@koseizaidan.or.jp](mailto:info@koseizaidan.or.jp)

## 15年4月より貸付規程が大幅に改定されます。

厚生財団は、貸付金の債権保全のため、全国教職員互助団体協議会（全教互）の貸付保険制度に加入しています。近年、保険会社と全教互・そして各互助団体との間に貸付事故の査定とその保険金の支払い等を巡って見解の差が生じてきておりました。このような状況を是正するために、全教互と保険会社では、この制度そのものの見直しを行い、新しい約款に基づく基準を各加盟団体に提示いたしました。

その結果、私たち財団も貸付規程の全面的な見直しを迫られ、過日、評議員会において改定についての議決をいただきましたのでお知らせします。

なお、すでにご利用いただいている貸付および、平成15年3月25日までの借用証書受付分については、現貸付規程により貸付を行います。

### 各種貸付金限度の改定と、貸付利率の引き下げ（平成15年4月1日から適用）

現 貸 付 規 程		新 貸 付 規 程		年利率(%)
(1)生活資金貸付金	積立金+100万円以内	200万円以内	72回以内（月賦返済のみ）	2.31
(2)自動車資金貸付金	250万円以内	300万円以内	72回以内（月賦返済とボーナス併用返済）	2.31
(3)結婚資金貸付金		300万円以内(新設)	120回以内（月賦返済とボーナス併用返済）	2.31
(4)入学資金貸付金	150万円以内	300万円以内	120回以内（月賦返済とボーナス併用返済）	2.22
(5)学資金貸付金	月10万円(卒業までの期間)	300万円以内	120回以内（月賦返済とボーナス併用返済）	2.22
(6)災害資金貸付金	500万円以内	300万円以内	120回以内（月賦返済とボーナス併用返済）	2.22
(7)住宅・宅地資金貸付金	1,300万円以内	5年後の退職一時金+200万円 (最高1,300万円)	240回以内（月賦返済とボーナス併用返済）	2.31
(8)育児休業貸付金	月5万円(育休期間中)	新規受付中止		2.31

### 貸付規程の主な改正点

- ・入団6か月を経過した団員はすべての貸付を受けることができます。
- ・2年以上経過しないと同一貸付の借換えはできません。
- ・各種貸付残高が、新しい貸付規程の貸付限度を超えている場合は新規貸付は受けられません。
- ・結婚資金貸付金を新設します。（団員本人・子・養育する子とも可）
- ・入学資金・学資金の条件も緩和されます。（私立中学校等も可、団員も可）
- ・学資金は一括送金となり、借り受けた翌月からの返済となります。
- ・住宅・宅地資金は随時受付、送金します。
- ・借用証書には、添付書類が必要になります。（生活資金貸付金を除く）  
（裏面に「添付書類一覧表」を掲載いたしましたので、ご覧ください。）
- ・4月1日からは、すべて新しい書式による申込みが必要です。  
新しい諸用紙・返済月額表は財団係様あてにお送りしました。4月からは新しい書式でご利用ください。ホームページからもダウンロードできます。
- ・詳細については、ホームページ上の寄付行為を参照されるか、直接、厚生財団にお問い合わせください。

# 添付書類一覧表

貸付金種別		添付書類	
自動車資金貸付		販売店との売買契約書の写 車検・修理費用の見積書、または請求書の写	
結婚資金貸付		団員の場合〔所属長の証明書〕 団員の子供の場合〔結婚式場の予約申込書受理証明書と 団員との続柄を確認できる書類〕	
入学資金貸付		入学許可を証する書類の写 入学生を父母に代わって養育する者であるときは、入学生の戸籍謄本	
学資金貸付		修学生の新入学校の在学証明書原本 修学生を父母に代わって養育する者であるときは、 修学生の戸籍謄本	
災害資金貸付		〔災害見舞金の贈与を受けた団員のための貸付けとなるため、 新たな添付書類は不要。〕	
住宅・宅地資金貸付	土地付住宅(マンションを含む)	新築購入	売買契約書の写 敷地の登記簿謄本 確認済証の写 住宅の平面図
		中古購入	売買契約書の写 敷地の登記簿謄本 住宅の登記簿謄本 住宅の平面図
	住宅	新築	工事請負契約書の写、または工事費用見積書の写 敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書の写 確認済証の写 住宅の平面図
		増築、改築 移築	工事請負契約書の写、または工事費用見積書の写 敷地の登記簿謄本、及び敷地の名義人の工事承諾書の写 住宅の登記簿謄本 確認済証の写 住宅の平面図
		購入	売買契約書の写 敷地の登記簿謄本、及び敷地の名義人の工事承諾書の写 住宅の登記簿謄本(新築中で未登記の場合は確認済証の写) 住宅の平面図
		修理	工事請負契約書の写、または工事費用見積書の写 住宅の登記簿謄本、及び住宅の名義人の工事承諾書の写 修理箇所の図面、または写真
		模様替え	工事請負契約書の写、または工事費用見積書の写 住宅の名義人の工事承諾書の写 模様替え箇所の図面、または写真 〔300万円以下の場合、住宅の登記簿謄本不要〕
	敷地	購入	売買契約書の写 敷地の登記簿謄本 住宅新築工事に係る誓約書